

## 有期職員の互助組合への加入・退会手続きについて

互助組合  
(082) 228-1386

臨時的任用職員，任期付職員，再任用フルタイム職員及び短時間勤務会計年度任用職員等の任用期間に定めのある方（以下「有期職員」という。）の加入・退会時の手続きは，次のとおりです。

### 加入時の手続き

互助組合への加入を希望する有期職員は，「㊦加入申込書（任期付職員，臨時的任用職員，再任用職員（フルタイム）等有期職員）」又は「㊦加入申込書（短時間勤務会計年度任用職員）」を，**共済組合員資格取得日から起算して20日以内（必着）**に互助組合へ提出してください。

※注1 広島市（現在加入している職員を除く。），尾道市，三原市，三次市，庄原市，大竹市，廿日市市，安芸高田市，江田島市，府中市，府中町，熊野町，坂町，大崎上島町，世羅町，北広島町，安芸太田町，神石高原町の**市町費負担の職員は互助組合へ加入することができません。**

※注2 任用種別ごとに，提出いただく「㊦加入申込書」の様式が異なりますので，必ず御自身の任用種別と，加入申込書右上に記載されている任用種別を御確認の上，互助組合へ提出してください。

※注3 共済組合員番号が同じ番号で，一定の期間を空けて再取得された場合も，資格取得ごとに加入申込書の提出が必要となります。

### 退会時の手続き

互助組合を退会する（共済組合員番号が変更となる場合を含む。）場合の手続きは，次のとおりです。

- ・ **給与が県費負担の有期職員**→退会に係る手続きは不要です。
- ・ **給与が県費以外の有期職員**→**退職等で組合員資格を喪失した時は，「退会給付金請求書」を速やかに提出してください。提出することにより，退会給付金を給付します。**

※ ただし，短時間勤務会計年度任用職員は対象外です。